

就業管理及び安全衛生管理に関する誓約書

平成 年 月 日

株式会社傳刀組

代表取締役 傳 刀 宗 久 殿

住 所

下請負人 会社名

代表者名

⑩

貴社発注の工事施工に当たり、工事下請基本契約書又は注文書に基づくものを含め、貴社の安全衛生マネジメントシステム及び作業所の基本ルールを遵守し、労働基準法・労働安全衛生法・その他関係法令に定められた事業者としてのすべての義務を遂行すると共に、労務並びに安全衛生管理に積極的に取り組み、下記事項を忠実に遵守履行することを誓約いたします。

記

- 1、貴社の指示及び注意指導に従い、作業員の安全と健康の確保に努め、快適な職場作りに協力します。
- 2、安全衛生責任者の選任、安全衛生協議会への参加等、下請負人として必要な措置を講じ、元請の行う統括管理に積極的に協力いたします。
- 3、弊社作業員については健康診断を実施し、作業員の健康状態を具体的に把握し、適正配置をいたします。
- 4、弊社の作業員を貴工事に従事させる時は、必ず送り出し教育を行い実施記録を提出します。また、一人親方等の労災特別加入保険の未加入者は就労させません。
- 5、貴社から提出を求められた書類等は遅滞なく提出いたします。なお提出書類に変更が生じた場合は、その都度速やかに変更の届出をいたします。
- 6、法令で定める免許資格等を必要とする作業は、有資格者を就労させます。
- 7、貴社で行う安全衛生教育並びに行事には積極的に参加するとともに、自主的安全衛生教育の実施及びパトロールを行います。
- 8、保安帽、安全带、その他必要な保護具は弊社の責任において整備し、その適正な使用を厳守させます。
- 9、持込機械等は法令に基づく点検・整備を行い、使用届を提出し貴社の承認を得てから使用します。
- 10、親綱、安全ネット等の安全衛生に関する費用については、貴社と協議します。

- 11、作業箇所の安全衛生設備、作業方法等は常に点検検討を行い、不安全要素のある時は速やかに是正いたします。弊社作業員で是正することが不可能な場合は貴社担当者に報告し、整備を受けます。
- 12、作業の為に、開口部等不安全要素を発生させる時は、早急に災害防止の措置を講じ、貴社担当者に報告します。
- 13、既設安全衛生設備及び措置の変更又は移動を行う場合は、事前に貴社の承認を得た後に指示通り実施し、その保守と作業完了後の復元を確実にを行います。
- 14、弊社担当工事現場内の整理整頓に心掛け、後片付けは毎日の作業終了までに確実にを行います。また作業通路及び足場上には物を置きません。
尚、弊社が本事項に違反したことにより、貴社が代行した整理整頓及び清掃等に関わる経費は、当該の工事請負金額より相殺されることを承諾いたします。
- 15、工事現場内の火気使用については、事前に貴社の許可を受けた上で責任者を定め、十分な養生と後片付けを確実にを行います。
- 16、喫煙は吸い殻入れの設置された所定の場所で行い、くわえタバコによる作業や移動を禁止します。
- 17、常に作業員の教育に努め、行動を把握し次のような者を就業させません。該当者がいた場合は即刻退去させます。
 - イ、指示、命令に従わず勝手な行動をとる者。
 - ロ、保護具の着用を忌避し、または安全衛生上の指示に従わない者。
 - ハ、酒気を帯びた者、若しくは風紀を乱し、他人に迷惑を及ぼす恐れのある者。
 - ニ、災害頻発者。
 - ホ、故意または重大な過失により災害を発生させた者。
 - ヘ、心身に欠陥があり、作業に従事することが不適切と思われる者。
 - ト、外国人労働者で不法に就労している者。
- 18、貴工事を更に下請施工させる場合には、貴社の承認を得ると同時に、本誓約書に定められた全ての事項を、弊社の責任において遵守させます。
- 19、貴工事に係わる弊社の責任による第三者に対する損害等については、弊社が責任を持って対処し解決いたします。
- 20、本誓約書の諸事項に違反して貴社に損害を与えた場合、及び弊社の責任によって災害が発生した時は、一切の責任を弊社において負うことを確約いたします。
- 21、労働災害及び第三者災害が発生した場合は、直ちに救急措置を講ずると共に、貴社へ報告し指示を受け対処いたします。
- 22、車輛の運転に際しては、通勤時も含め関係法令を遵守すると共に、状況の変化に対応した安全運転を徹底いたします。
- 23、上記の各事項以外で特に指示されたことについても厳守いたします。

以上

就業管理及び安全衛生管理に関する誓約書 第10項
安全上必要な経費の負担区分（例）

区 分	(株)傳刀組が負担するもの	関係請負人が負担するもの
①外部足場・通路に関わるもの	○	
②内部足場に関わるもの		○
③荷揚げ下ろし用クレーン	○	○
④玉掛けワイヤー	○	
⑤立入禁止措置材、他（一般）	○	
⑥安全標識・掲示板・標示類・看板	○	
⑦重機類稼動範囲接触防止等の措置		○
⑧安全带等保護具に関わるもの		○
⑨強制換気に関わるもの		○
⑩安全朝礼への参加		○
⑪安全工程打合せへの参加		○
⑫安全ミーティング等の実施		○
⑬安全大会への参加		○
⑭災害防止協議会への参加		○
⑮職長会への参加		○
⑯送り出し教育・新規入場者教育		○
⑰休憩所の整理整頓清掃		○
⑱関係車輛の輪留め措置		○
⑲専門工事に関わるもの		○
⑳作業箇所に関わる整理整頓清掃		○

【注】

- * 上記の表は基本例であり、工事の実状によりその都度協議する。
- * ①の設置は原則として(株)傳刀組が負担するが、協議により関係請負人が負担する場合もある。②の設置についても原則として関係請負人が負担するものとするが、協議により(株)傳刀組が負担する場合もある。
- * ②以外における開口部の転落・墜落防止措置は(株)傳刀組が負担するものとする。
- * ④は基本的に(株)傳刀組が負担するものとするが、協議により関係請負人の玉掛け用具を使用する場合もある。
- * ⑤立入禁止措置材、他（一般）、の他とは、通路等における安全保護カバー等の安全に関わる養生をいう。
- * ⑦の措置は、当該作業におけるバリケード設置・誘導員配置等をいう。
- * ⑧安全带等保護具に関わるもの、とは、安全带・親綱・親綱設置費用・保護帽・防塵マスク等の安全衛生保護具全般をいう。
- * ⑨強制換気に関わるもの、とは、送風機・風管等をいう。なお、同設備を複数の関係請負人が使用する場合は別途協議する。
- * ⑰については、職長会等で協議し方法を定める。
- * ⑲専門工事に関わるもの、とは、専らその関係請負人が使用する設備・施設等をいう。
- * ⑳については、関係請負人が使用する機材用具・資材・及び作業により発生した端材・破片等の塵の処理をいう。
- * 上記表に記載されていないものは、原則として関係請負人が負担するものとする。但し、安全衛生設備等を複数の関係請負人が使用する場合には別途協議する。

